

公告第4-6号  
令和5年2月28日

被保険者各位

ツルハホールディングス健康保険組合  
理事長 村上 誠



## 公 告

### 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第号の規定による令和5年4月1日から適用される任意継続被保険者にかかる標準報酬月額の上限（令和4年9月30日における当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額）は、前年と変わらず26万円となりますので公告いたします。

以 上